

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護等事務及び中国残留邦人等支援給付等関係事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、生活保護等関係事務(生活保護関係事務又は外国人生活保護関係事務をいう。以下同じ。)及び中国残留邦人等支援給付等関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島市長

## 公表日

令和8年3月18日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム3	
①システムの名称	個人・法人管理システム(宛名システム)
②システムの機能	<p>1. 個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報の照会を行う。</p> <p>2. 個人情報更新機能 住民登録外者の個人情報の更新を行う。</p> <p>3. 送付先管理機能 住民登録外者を含む送付先の登録を行う。</p> <p>(注)生活保護等に関する情報及び中国残留邦人等支援支給等関係事務の特定個人情報に関する機能のみ記載。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他    ( 社会保障関係システム、番号連携システム )</p>
システム4	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 ①住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース(以下「宛名DB」という。)にセットアップする。 ②住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。 ③個人番号により同一人を判定し、統合宛名番号を採番し管理する。 ④宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>2. 情報照会機能 ①各業務システムが保有する各業務情報を、番号連携サーバーの業務データベース(以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。 ②各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。 ③各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>3. 情報提供機能 ①(内部)個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行い、オンライン表示を行う。 ②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の一括ファイルを作成する。</p> <p>4. 符号取得要求機能 ①符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを住基ネットGWサーバーに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他    ( 社会保障関係システム、中間サーバーシステム )</p>

システム5									
①システムの名称	中間サーバーシステム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、徳島市で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保有・管理する。</li> <li>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと番号連携サーバーとの間で情報照会内容・情報提供内容・特定個人情報(連携対象)・符号取得のための情報等について連携を行う。</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保有・管理する。</li> <li>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>8. セキュリティ管理機能 情報提供電文の暗号化及び復号処理、それらに伴う鍵管理を行う。また、照会許可照合リスト情報を情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から取得し、番号連携サーバーに対し配布及び配布管理を行う。</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> <li>10. システム管理機能 バッチの状態管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[    ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[    ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[    ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[    ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] その他 (番号連携システム</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[    ] 庁内連携システム	[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[    ] 既存住民基本台帳システム	[    ] 宛名システム等	[    ] 税務システム	[ <input type="radio"/> ] その他 (番号連携システム	)
[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[    ] 庁内連携システム								
[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[    ] 既存住民基本台帳システム								
[    ] 宛名システム等	[    ] 税務システム								
[ <input type="radio"/> ] その他 (番号連携システム	)								
システム6～10									
システム6									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本人確認機能 窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面に表示する。</li> <li>2. 本人確認情報検索機能 窓口等において、端末に入力された4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組合せをキーにして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報一覧を画面表示する。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[    ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[    ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[    ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[    ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[    ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[    ] 情報提供ネットワークシステム	[    ] 庁内連携システム	[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム	[    ] 宛名システム等	[    ] 税務システム	[    ] その他 (	)
[    ] 情報提供ネットワークシステム	[    ] 庁内連携システム								
[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[    ] 宛名システム等	[    ] 税務システム								
[    ] その他 (	)								

システム7									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>①資格履歴管理事務に係る機能</p> <p>(1)資格履歴管理(評価対象)</p> <p>医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。</p> <p>(2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)</p> <p>個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>②情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能</p> <p>(1)機関別符号取得(※2)(評価対象外)</p> <p>医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。</p> <p>支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。</p> <p>(2)情報照会 及び (3)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)</p> <p>市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p> <p>(4)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)</p> <p>マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。</p> <p>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>③本人確認事務に係る機能</p> <p>(1)個人番号取得 及び(2)基本4情報取得(実施しないため評価対象外)</p> <p>市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム8									
①システムの名称									
②システムの機能									
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
生活保護受給者情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番23、番号法第9条第1項 別表項番95、番号法施行条例第2条第1項 別表第1項番5、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1の5の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. 生活保護関係情報 【情報提供】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、69、74、75、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、151、155、158の項 2. 中国残留法人等支援給付等関係情報 【情報提供】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、69、75、96、125、132、144、155、158の項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部 生活福祉第一課・第二課
②所属長の役職名	生活福祉第一課長、生活福祉第二課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	生活保護等(生活保護又は外国人生活保護)受給者及び中国残留邦人等支援給付等を受給する者及びその扶養家族並びに過去の受給者の一部
その必要性	生活保護費の支給額決定や生活保護受給者の扶養状況調査等の生活保護事務を行う上で、受給者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報:支給決定に際し、在住要件を確認するため、本人への連絡等のため、年齢による支給額の変更を行うため、出生・死亡等による世帯情報の変更による支給額の変更を確認するために保有</li> <li>・地方税関係情報:支給額決定及び支給要件の確認を行うために保有</li> <li>・健康・医療関係情報:受給者の健康・医療状況を把握し、自立の助長を行うために保有</li> <li>・医療保険関係情報:医療扶助費の適正支給を行うために保有</li> <li>・児童福祉・子育て関係情報:受給者の他法活用状況を把握し、生活扶助費の適正支給を行うために保有</li> <li>・障害者福祉関係情報:受給者の他法活用状況を把握し、生活扶助費や医療扶助費等の適正支給を行うために保有</li> <li>・社会福祉関係情報:受給者の他法活用状況を把握し扶助費の適正支給を行うため、また民生委員の情報を把握し受給者の自立助長を行うために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報:介護扶助費の適正支給を行うために保有</li> <li>・雇用・労働関係情報:稼働収入の状況から生活扶助費等の適正支給を行うために保有</li> <li>・年金関係情報:年金収入の状況から生活扶助費等の適正支給を行うために保有</li> <li>・学校・教育関係情報:教育扶助の適正支給を行うため、また児童の自立助長のために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	健康福祉部 生活福祉第一課・第二課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 住民課、保険年金課、健康福祉政策課、障害福祉課、高齢介護課、市民税課、資産税課、子育て支援課、住宅課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 厚生労働大臣、文部科学大臣、日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 都道府県、他市町村、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、後期高齢者医療広域連合 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 医療保険者、共済組合、農林漁業団体職員共済組合、社会福祉協議会、地方公務員災害補償基金 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	生活保護等の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する返還金又は徴収金の徴収に関する事務	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 生活福祉第一課・第二課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法		<p>I 生活保護受給決定に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所情報、資産・所得額情報、暴力団情報等から受給資格を確認し、受給決定を行う。</li> <li>・世帯状況、所得額情報、他法活用情報等から生活扶助費支給額等を決定する。</li> </ul> <p>II 生活保護扶助費決定に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯状況、所得額情報、他法活用情報等から生活扶助費支給額を決定する。</li> <li>・住所状況等から住宅扶助費支給額を決定する。</li> <li>・医療関係情報から医療扶助費支給額を決定する。</li> <li>・介護関係情報から介護扶助費支給額を決定する。</li> <li>・その他関係情報からその他の扶助費の支給額を決定する。</li> </ul> <p>III 生活保護受給者状況の管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出、転入、出産、死亡等の情報から生活保護受給者の状況を管理する。</li> </ul> <p>IV 返還金の管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産・所得額情報から保護に要する費用の返還金の決定を行う。(既に生活保護を受給していない者も含む)</li> <li>・返還金の滞納がある者に対し督促を行う。</li> </ul>
	情報の突合	(1) 地方税関係情報と申告情報を突合して、所得額を確認する【上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】 (2) 障害者関係情報と申告情報を突合して、扶助額算定情報の収集を行う (3) 年金関係情報と申告情報を突合して、扶助額算定情報の収集を行う (4) 介護保険情報と突合して、扶助額算定情報の収集を行う (5) 児童手当関係情報と突合して、扶助額算定情報の収集を行う (6) 市営住宅関係情報と突合して、扶助額算定情報の収集を行う (7) 住民票関係情報と突合して、現住所とのマッチングを行い受給資格の確認を行うほか、出生・死亡・転出・転入等による生息情報の変更を確認する
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> ( 5 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない
<b>委託事項1</b> 電子計算システムの維持運用業務	
①委託内容 生活保護システムの維持運用業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 テック情報株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>委託事項2～5</b>	
<b>委託事項2</b> 情報記録物管理業務	
①委託内容 汎用機上のシステム記録情報の電子記録媒体による保管及び集配業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社NXワンビシアーカイズ	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>委託事項3</b> 入力事務代行	
①委託内容 医療扶助関係事務の一部を当市に代行して実施するために必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社スタッフクリエイト	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項

<b>委託事項4</b>		番号連携システムの運用支援に関わる業務
①委託内容		番号連携システムの運用支援業務
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社 徳島支社
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項5</b>		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理・運用・保守・本人確認業務
①委託内容		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理・運用・保守・本人確認
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		徳島県社会保険診療報酬支払基金
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 32 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 10 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	徳島市教育委員会 学校教育課
①法令上の根拠	①番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項) ①番号法第19条第10号 ①番号法施行条例第2条第2号 ②番号法施行条例第3条第2号 別表第3の4、5、6、7、8、9、10の項
②提供先における用途	①子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ②学校教育法第19条の援助に関する事務 徳島市立幼稚園条例による一時預かり保育料の徴収に関する事務 就学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者に対して奨学金を貸し付ける事業に関する事務 私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業に関する事務 私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ他子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業に関する事務 徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務
③提供する情報	生活保護等関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護等の受給者又は中国残留邦人等支援給付の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内連携システム )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項)
②提供先における用途	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護又は中国残留邦人等支援給付等の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先3</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項)
②提供先における用途	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護又は中国残留邦人等支援給付等の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先4</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 18の項)
②提供先における用途	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護又は中国残留邦人等支援給付等の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先5</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項)
②提供先における用途	負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護又は中国残留邦人等支援給付等の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項)
②提供先における用途	費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護又は中国残留邦人等支援給付等の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先7</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項)
②提供先における用途	保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護又は中国残留邦人等支援給付等の受給者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項)
②提供先における用途	地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先9</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 49の項)
②提供先における用途	地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先10</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11～15	
提供先11	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項)
②提供先における用途	公営住宅の管理に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 74の項)
②提供先における用途	保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先13</b>	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 76の項)	
②提供先における用途	改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先14</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 86の項)	
②提供先における用途	福祉の措置に関する事務	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先15</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 87の項)
②提供先における用途	費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 89の項)
②提供先における用途	配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先17</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 96の項)
②提供先における用途	費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護又は中国残留邦人等支援給付等の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先18</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125の項)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護又は中国残留邦人等支援給付等の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先19</b>	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	介護手当の支給に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先20</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 132の項)
②提供先における用途	保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先1</b>	住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 ①別表の27の項 ②別表の52の項  ①②番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項
②移転先における用途	①公営住宅の管理に関する事務 ②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
③移転する情報	生活保護等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護等の受給者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法第9条第2項  番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、7の項
②移転先における用途	地方税の賦課徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護等の受給者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先3</b>	保険年金課
①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表の46の項 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の8、14の項
②移転先における用途	①国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務 ②国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護等の受給者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先4</b>	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の21、46、51、117の項 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、2、5、9、18、20の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害サービスの提供又は費用の徴収に関する事務 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 重度心身障害者等医療助成に関する事務
③移転する情報	生活保護等関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護等の受給者又は中国残留邦人等支援給付等の受給者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先5</b>	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、2、10、19の項
②移転先における用途	児童福祉法による子育て短期支援事業に関する事務 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 乳幼児等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	生活保護等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護等関係情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	子ども保育課
①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表の127の項 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の3、22の項
②移転先における用途	①子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ②児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務 徳島市特定教育・保育施設の保有料等に関する条例による保育料に関する事務
③移転する情報	生活保護等関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護等の受給者又は中国残留邦人等支援給付等の受給者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先7</b>	高齢介護課
①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表の100の項 ②番号法第9条第1項 別表の61の項 ①②番号法第9条第2項 ①②番号法施行条例第2条第2号 ①②③番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ③番号法施行条例第2条第3号 別表第2の15、24の項
②移転先における用途	①保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ②福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 ③介護保健法による地域支援事業に関する事務 低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務
③移転する情報	生活保護等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護等関係情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先8</b>	健康長寿課
①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表の70の項 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の4、17の項
②移転先における用途	①養育医療に要する費用の徴収に関する事務 ②予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
③移転する情報	生活保護等関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護等の受給者又は中国残留邦人等支援給付等の受給者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先9</b>	納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法第9条第2項  番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、7の項
②移転先における用途	地方税の賦課徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護等の受給者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先10</b>	資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法第9条第2項  番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、7の項
②移転先における用途	地方税の賦課徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護等の受給者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>【徳島市における措置】 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
生活保護受給者情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面様式を決定する際、対象者以外の記載を求めないように設計する。</li> <li>・他市町村から情報を入手する際も、対象者以外の情報を入手しないように事務マニュアルを作成する。また、実際に入手する際は、担当者及び審査者による二重チェックを行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[            十分である            ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	生活保護システムからは生活保護受給者関係情報ファイルのみアクセスでき、生活保護関係業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御行っている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[            十分である            ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[    行っている    ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 行っている</div> <div>2) 行っていない</div> </div> </div>
具体的な管理方法	生活保護システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行なっている。
その他の措置の内容	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定でき、記録は7年間保存する。また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[            十分である            ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルにしたがって特定個人情報の提供を行う。 ・また、個人情報保護の研修(年1回)を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	
その他の措置の内容	USBメモリ・CD等媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①情報提供ネットワークシステムへの提供は番号連携システム以外からできないように、庁内ネットワークシステムを設計及び設定しているため、仕組みとして担保されている。</p> <p>②番号連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外受け付けられないようにしており、提供の記録は7年分保存する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へ送り着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は、高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと各団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を各地方公共団体が行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			





## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152  徳島市健康福祉部生活福祉第一課 管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181
②請求方法	徳島市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	徳島市健康福祉部生活福祉第一課 管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせについては、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年11月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	評価書名	生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係事務	生活保護等事務及び中国残留邦人等支援給付等関係事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	個人のプライバシーなどの権利利益の保護の宣言	徳島市は、生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	徳島市は、生活保護等関係事務(生活保護関係事務又は外国人生活保護関係事務をいう。以下同じ。)及び中国残留邦人等支援給付等関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	公表日	2015/3/30	2015/12/25	事後	その他の項目の変更であり事前の提出にあたらないため
平成27年12月25日	I 1. ①事務の名称	生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係事務	生活保護等事務及び中国残留邦人等支援給付等関係事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)

<p>平成27年12月25日</p>	<p>I 1. ②事務の概要</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、以下の事務に使用している。</p> <p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等)  ②生活保護申請時の最低生活費の決定  ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会  ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用  ⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。</p> <p>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。</p> <p>・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。</p> <p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等)  ②生活保護申請時の最低生活費の決定  ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会  ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用  ⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)</p>
<p>平成27年12月25日</p>	<p>I 2. システム2 ②システムの機能</p>	<p>個人情報照会機能  ・住民および住民登録外者を含む個人情報のオンライン照会を行う。</p> <p>(注)生活保護及び中国残留邦人等支援支給等関係事務の特定個人情報に関する機能のみ記載。</p>	<p>個人情報照会機能  ・住民および住民登録外者を含む個人情報のオンライン照会を行う。</p> <p>(注)生活保護等関係事務及び中国残留邦人等支援支給等関係事務の特定個人情報に関する機能のみ記載。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)</p>

平成27年12月25日	I 2. システム3 ②システムの機能	<p>1. 個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報の照会を行う。</p> <p>2. 個人情報更新機能 住民登録外者の個人情報の更新を行う。</p> <p>3. 送付先管理機能 住民登録外者を含む送付先の登録を行う。</p> <p>(注)生活保護及び中国残留邦人等支援支給等関係事務の特定個人情報に関する機能のみ記載。</p>	<p>1. 個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報の照会を行う。</p> <p>2. 個人情報更新機能 住民登録外者の個人情報の更新を行う。</p> <p>3. 送付先管理機能 住民登録外者を含む送付先の登録を行う。</p> <p>(注)生活保護等に関する情報及び中国残留邦人等支援支給等関係事務の特定個人情報に関する機能のみ記載。</p>	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	I 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 別表第1省令第15条、別表第1の63の項 別表第1省令第48条	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 別表第1省令第15条、別表第1の63の項 別表第1省令第48条、番号法施行条例第2条第1項 別表第1の9の項、第3項 別表第2の7、23の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	I 6. ①部署	保健福祉部 保護課	保健福祉部 生活福祉第一課・第二課	事後	重要な変更にあたらないため (課名等の変更による)
平成27年12月25日	I 6. ②所属長	保護課長 佐藤 正彦	生活福祉第一課長 佐藤 正彦、生活福祉第二課長 井原 克典	事後	重要な変更にあたらないため (課名等の変更による)
平成27年12月25日	II 2. ③対象となる本人の範囲	生活保護及び中国残留邦人等支援給付等を受給する者及びその扶養家族並びに過去の受給者の一部	生活保護等(生活保護又は外国人生活保護)受給者及び中国残留邦人等支援給付等を受給する者及びその扶養家族並びに過去の受給者の一部	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 2. ⑥事務担当部署	保健福祉部 保護課	保健福祉部 生活福祉第一課・第二課	事後	重要な変更にあたらないため (課名等の変更による)
平成27年12月25日	II 3. ③使用目的	生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する返還金又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護等の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する返還金又は徴収金の徴収に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 3. ④使用の主体	保健福祉部 保護課	保健福祉部 生活福祉第一課・第二課	事後	重要な変更にあたらないため (課名等の変更による)
平成27年12月25日	II 5. 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 主務省令(予定) 番号法第19条第9号	①番号法第19条第7号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 主務省令(予定) ①番号法第19条第9号 ①番号法施行条例第2条第2号 ②番号法施行条例第2条第3号 別表第3の4、5、6、7、8、9、10の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)

平成27年12月25日	II 5. 提供先1 ②提供先における用途	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	<p>①子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p> <p>②学校教育法第19条の援助に関する事務 徳島市立幼稚園条例による一時預かり保育料の徴収に関する事務 就学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者に対して奨学金を貸し付ける事業に関する事務 私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業に関する事務 私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ他子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業に関する事務 徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務</p>	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 提供先1 ③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報	生活保護等関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 提供先1 ③提供する情報の対象となる本人の範囲	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の対象者	生活保護等の受給者又は中国残留邦人等支援給付の受給者	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先1 ①法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項</p> <p>①別表第1の19の項 公営住宅法 別表第1省令第18条</p> <p>②別表第1の35の項 住宅地区改良法 別表第1省令第26条</p>	<p>番号法第9条第1項</p> <p>①別表第1の19の項 公営住宅法 別表第1省令第18条</p> <p>②別表第1の35の項 住宅地区改良法 別表第1省令第26条</p> <p>①②番号法施行条例第2条第2号</p> <p>①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項</p>	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先1 ②提供先における用途	<p>①公営住宅の管理に関する事務</p> <p>②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務</p>	<p>①公営住宅の管理に関する事務</p> <p>②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務</p>	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先1 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)

平成27年12月25日	II 5. 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①公営住宅の管理に関する対象者 ②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する対象者	生活保護等の受給者	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 ①別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第1省令第16条 番号法第9条第2項 ①徳島市条例に記載予定	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第1省令第16条 番号法第9条第2項  番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、8の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先2 ②提供先における用途	①地方税の賦課徴収に関する事務 ①地方税の賦課徴収に関する事務	地方税の賦課徴収に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先2 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先2 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者	生活保護等の受給者	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 ①別表第1の31の項 国民年金法 別表第1省令第記載予定 番号法第9条第2項 ①②③徳島市条例に記載予定	①番号法第9条第1項 別表第1の31の項 国民年金法 別表第1省令第記載予定 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の9、14の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先3 ②提供先における用途	①国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務  ①国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ②徳島市国民健康保険条例による保険料の減免に関する事務 ③高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	①国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務 ②国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先3 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)

平成27年12月25日	II 5. 移転先3 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者	生活保護等の受給者	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 ①別表第1の8項 児童福祉法 別表第1省令第8条、②別表第1の84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第1省令第60条 番号法第9条第2項 ①徳島市条例に記載予定	番号法第9条第1項 別表第1の8項 児童福祉法 別表第1省令第8条、別表第1の84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第1省令第60条 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、2、6、10、18、20の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先4 ②提供先における用途	①障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害福祉サービスの提供に関する事務 ②自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ①重度心身障害者等医療助成に関する事務	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害サービスの提供又は費用の徴収に関する事務 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 重度心身障害者等医療助成に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先4 ③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	生活保護等関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	生活保護等の受給者又は中国残留邦人等支援給付等の受給者	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 ①②③徳島市条例に記載予定 ③ひとり親家庭等医療費助成事務	番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、3、11、19の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)

平成27年12月25日	II 5. 移転先5 ②提供先における用途	①児童扶養手当の支給に関する事務 ②乳幼児医療費助成に関する事務 ③ひとり親家庭等医療費助成事務	児童福祉法による子育て短期支援事業に関する事務 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 乳幼児等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先5 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先5 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護関係情報	生活保護等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 ①94の項 子ども・子育て支援法 別表第1省令第9条 番号法第9条第2項 ①徳島市条例に記載予定	①番号法第9条第1項 別表第1 94の項 子ども・子育て支援法 別表第1省令第9条 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の4、22の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先6 ②提供先における用途	①子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ①保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務	①子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ②児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務 徳島市特定教育・保育施設の保育料等に関する条例による保育料に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先6 ③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	生活保護等関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護又は中国残留邦人等支援給付等の受給者	生活保護等の受給者又は中国残留邦人等支援給付等の受給者	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)

平成27年12月25日	II 5. 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 ①68の項 介護保険法 別表第1省令第50条 ②41の項 老人福祉法 別表第1省令第32条  番号法第9条第2項 ①②徳島市条例に記載予定	①番号法第9条第1項 別表第1 68の項 介護保険法 別表第1省令第50条 ②番号法第9条第1項 別表第1 41の項 老人福祉法 別表第1省令第32条 ①②番号法第9条第2項 ①②番号法施行条例第2条第2号 ①②③番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ③番号法施行条例第2条第3号 別表第2の16、24の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先7 ②提供先における用途	①保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ②福祉の措置又は費用の徴収に関する事務  ①介護保健法による地域支援事業の実施に関する事務 ②徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業の実施の手続きに関する条例に関する事務	①保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ②福祉の措置又は費用の徴収に関する事務  ③介護保健法による地域支援事業に関する事務 低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先7 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先7 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者	生活保護等の受給者	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 ①49の項 母子保健法 別表第1省令第40条  番号法第9条第2項 ①徳島市条例に記載予定	①番号法第9条第1項 別表第1 49の項 母子保健法 別表第1省令第40条 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の5、17の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先8 ②提供先における用途	①養育医療に要する費用の徴収に関する事務 ②健康増進事業の実施に関する事務  ①予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	①養育医療に要する費用の徴収に関する事務 ②予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先8 ③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	生活保護等関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)

平成27年12月25日	II 5. 移転先8 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護又は中国残留邦人等支援給付等の受給者	生活保護等の受給者又は中国残留邦人等支援給付等の受給者	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 ①徳島市条例に記載予定	番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、7の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先9 ②提供先における用途	①地方税の執行停止に関する事務	地方税の賦課徴収に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先9 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	II 5. 移転先9 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者	生活保護等の受給者	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例制定による)
平成28年4月1日	公表日	2015/12/25	2016/7/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出にあたらないため
平成28年4月1日	I 4. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 別表第1省令第15条、別表第1の63の項 別表第1省令第48条、番号法施行条例第2条第1項 別表第1の9の項、第3項 別表第2の7、23の項	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 別表第1省令第15条、別表第1の63の項 別表第1省令第48条、番号法施行条例第2条第1項 別表第1の5の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例改正による)
平成28年4月1日	I 6. ②所属長	生活福祉第一課長 佐藤 正彦、生活福祉第二課長 井原 克典	生活福祉第一課長 坂尾 美郎、生活福祉第二課長 井原 克典	事後	重要な変更にあたらないため (課名等の変更による)
平成28年4月1日	II 5. 移転先2 ①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、8の項	番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、7の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例改正による)
平成28年4月1日	II 5. 移転先3 ①法令上の根拠	②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の9、14の項	②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の8、14の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例改正による)
平成28年4月1日	II 5. 移転先4 ①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、2、6、10、18、20の項	番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、2、5、9、18、20の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例改正による)
平成28年4月1日	II 5. 移転先5 ①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、3、11、19の項	番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、2、10、19の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例改正による)
平成28年4月1日	II 5. 移転先6 ①法令上の根拠	②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の4、22の項	②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の3、22の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例改正による)
平成28年4月1日	II 5. 移転先7 ①法令上の根拠	③番号法施行条例第2条第3号 別表第2の16、24の項	③番号法施行条例第2条第3号 別表第2の15、24の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例改正による)
平成28年4月1日	II 5. 移転先8 ①法令上の根拠	②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の5、17の項	②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の4、17の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例改正による)

平成28年9月23日	公表日	2016/7/1	2016/9/23	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
平成28年9月23日	I 5. ②法令上の根拠	<p>1. 生活保護関係情報  ① 番号法第19条第7号 別表第2  【別表第2における情報提供の根拠】  9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項  【別表第2における情報照会の根拠】  26の項  ② 別表第2省令  【情報提供の根拠】  第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条  【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報  ① 番号法第19条第7号 別表第2  【別表第2における情報提供の根拠】  9、10、14、16、24、26、64、87、108、116、120の項  【別表第2における情報照会の根拠】  87の項  ② 別表第2省令  【情報提供の根拠】  第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第39条、第44条、第55条  【情報照会の根拠】  第19条</p>	<p>1. 生活保護関係情報  ① 番号法第19条第7号 別表第2  【別表第2における情報提供の根拠】  9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項  【別表第2における情報照会の根拠】  26の項  ② 別表第2省令  【情報提供の根拠】  第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条  【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報  ① 番号法第19条第7号 別表第2  【別表第2における情報提供の根拠】  9、10、14、16、20、21、24、26、53、64、70、87、108、116、120の項  【別表第2における情報照会の根拠】  87の項  ② 別表第2省令  【情報提供の根拠】  第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第39条、第44条、第55条  【情報照会の根拠】  第19条</p>	事後	重要な変更にあたらないため (番号法施行条例改正等による)
平成28年9月23日	II 5. 提供先1 ①法令上の根拠	<p>①番号法第19条第7号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 主務省令(予定)  ①番号法第19条第9号  ①番号法施行条例第2条第2号  ②番号法施行条例第2条第3号 別表第3の4、5、6、7、8、9、10の項</p>	<p>①番号法第19条第7号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 別表第2省令第59条の2  ①番号法第19条第9号  ①番号法施行条例第2条第2号  ②番号法施行条例第2条第3号 別表第3の4、5、6、7、8、9、10の項</p>	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)

平成28年9月23日	II 5. 提供先7 ③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
平成28年9月23日	II 5. 提供先18 ③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
平成28年9月23日	II 5. 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 別表第2省令(予定)	番号法第19条第7号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 別表第2省令第59条の2	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
平成28年9月23日	II 5. 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の120の項 難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律) 別表第2省令(予定)	番号法第19条第7号 別表第2の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 別表第2省令第59条の3	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
平成28年9月23日	II 5. 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8の項 児童福祉法 別表第1省令第8条、別表第1の84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第1省令第60条 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、2、5、9、18、20の項	番号法第9条第1項 別表第1の8の項 児童福祉法 別表第1省令第8条、別表第1の84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第1省令第60条、別表第1の12の項 身体障害者福祉法 別表第1省令第12条、別表第1の13の項 身体障害者福祉法 別表第1省令第13条、別表第1の34の項 身体障害者福祉法 別表第1省令第25条 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、2、5、9、18、20の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
平成29年7月7日	公表日	2016/9/23	2017/7/7	事後	その他の項目の変更であり事前の提出にあたらないため

平成29年7月7日	I 5. ②法令上の根拠	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、53、64、70、87、108、116、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第39条、第44条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条</p>	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、 104、106、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、 第55条、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、53、64、70、87、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、 第59条の3 【情報照会の根拠】 第44条</p>	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
平成29年7月7日	II 5. 提供先1 ①法令上の根拠	<p>①番号法第19条第7号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 別表第2省令第59条の2</p> <p>①番号法第19条第9号</p> <p>①番号法施行条例第2条第2号</p> <p>②番号法施行条例第2条第3号 別表第3の4、5、6、7、8、9、10の項</p>	<p>①番号法第19条第7号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 別表第2省令第59条の2</p> <p>①番号法第19条第10号</p> <p>①番号法施行条例第2条第2号</p> <p>②番号法施行条例第2条第3号 別表第3の4、5、6、7、8、9、10の項</p>	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
平成29年7月7日	II 5. 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の50の項 国民年金法 別表第2省令(予定)	番号法第19条第7号 別表第2の50の項 国民年金法 別表第2省令第26条の4	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)

平成29年7月7日	II 5. 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 別表第2省令第59条の3	番号法第19条第7号 別表第2の119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 別表第2省令第59条の3	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
平成29年7月7日	II 4. 委託事項4 番号連携システムの運用支援に関わる業務	なし	①委託内容:番号連携システムの運用支援業務 ②委託先における取扱者数:10人未満 ③委託先名:富士通株式会社 徳島支店 ④再委託の有無:再委託しない	事後	その他の項目の変更であり事前の提出にあたらないため
平成29年7月7日	III 3. 特定個人情報の使用リスク2	生活保護システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにIDカードを割り当てるとともに、IDとパスワード及びPINコードによる認証を行っている。	生活保護システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出にあたらないため
平成30年7月11日	公表日	2017/7/7	2018/7/11	事後	その他の項目の変更であり事前の提出にあたらないため
平成30年7月11日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活福祉第一課長 坂尾 美郎、生活福祉第二課長 井原 克典	生活福祉第一課長、生活福祉第二課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年7月11日	II 5. 移転先7	介護・ながいき課	介護保険課	事後	重要な変更にあたらないため (課名の変更による)
令和1年6月26日	II 5. 提供先31	なし	都道府県知事等	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和1年6月26日	II 5. 提供先31 ①法令上の根拠	なし	番号法第19条第7号 別表第2の18の項 予防接種法 別表第2省令第13条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和1年6月26日	II 5. 提供先31 ②提供先における用途	なし	給付の支給又実費の徴収に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和1年6月26日	II 5. 提供先31 ③提供する情報	なし	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和1年6月26日	II 5. 提供先31 ④提供する情報の対象となる本人の数	なし	1万人未満	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和1年6月26日	II 5. 提供先31 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	なし	生活保護又は中国残留邦人等支援給付等の受給者	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和1年6月26日	II 5. 提供先31 ⑥提供方法	なし	情報提供ネットワークシステム	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和1年6月26日	II 5. 提供先31 ⑦時期・頻度	なし	照会を受けたら都度	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)

令和1年6月26日	I 5. ②法令上の根拠	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、 104、106、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、 第55条、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、53、64、70、87、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、第59条の3 【情報照会の根拠】 第44条</p>	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、 104、106、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、 第24条、第26の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、 第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、53、70、87、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、 第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第44条</p>	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和1年6月26日	公表日	2018/7/11	2019/6/26	事後	その他の項目の変更であり事前の提出にあたらないため

(別添2)変更箇所(3)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	公表日	2020/9/16	2021/9/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和3年9月1日	I 5. ②法令上の根拠	<p>1. 生活保護関係情報 ① 番号法第19条第7号 別表第2【別表第2における情報提供の根拠】9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項【別表第2における情報照会の根拠】26の項</p> <p>② 別表第2省令【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3【情報照会の根拠】第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ① 番号法第19条第7号 別表第2【別表第2における情報提供の根拠】9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、108、116、119の項【別表第2における情報照会の根拠】87の項</p> <p>② 別表第2省令【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第55条、第59条の2、第59条の3【情報照会の根拠】第44条</p>	<p>1. 生活保護関係情報 ① 番号法第19条第8号 別表第2【別表第2における情報提供の根拠】9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項【別表第2における情報照会の根拠】26の項</p> <p>② 別表第2省令【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3【情報照会の根拠】第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ① 番号法第19条第8号 別表第2【別表第2における情報提供の根拠】9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、108、116、119の項【別表第2における情報照会の根拠】87の項</p> <p>② 別表第2省令【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第55条、第59条の2、第59条の3【情報照会の根拠】第44条</p>	事後	重要な変更にあたらないため(番号法改正による)
令和3年9月1日	I 6. ①部署	保健福祉部 生活福祉第一課・第二課	健康福祉部 生活福祉第一課・第二課	事後	重要な変更にあたらないため(課名等の変更による)
令和3年9月1日	II 2. ⑥事務担当部署	保健福祉部 生活福祉第一課・第二課	健康福祉部 生活福祉第一課・第二課	事後	重要な変更にあたらないため(課名等の変更による)
令和3年9月1日	II 3. ①入手元—評価実施機関内の他部署	住民課、保険年金課、保健福祉政策課、障害福祉課、介護保険課、市民税課、資産税課、子育て支援課、住宅課	住民課、保険年金課、健康福祉政策課、障害福祉課、高齢介護課、市民税課、資産税課、子育て支援課、住宅課	事後	重要な変更にあたらないため(課名等の変更による)
令和3年9月1日	II 3. ④使用の主体	保健福祉部 生活福祉第一課・第二課	健康福祉部 生活福祉第一課・第二課	事後	重要な変更にあたらないため(課名等の変更による)
令和3年9月1日	II 4. 委託事項4 ③委託先名	富士通株式会社 徳島支店	富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	重要な変更にあたらないため(社名等の変更による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先1 ①法令上の根拠	<p>①番号法第19条第7号 別表第2の116の項子ども・子育て支援法 別表第2省令第59条の2</p> <p>①番号法第19条第10号 ①番号法施行条例第2条第2号 ②番号法施行条例第3条第2号 別表第3の4、5、6、7、8、9、10の項</p>	<p>①番号法第19条第8号 別表第2の116の項子ども・子育て支援法 別表第2省令第59条の2</p> <p>①番号法第19条第10号 ①番号法施行条例第2条第2号 ②番号法施行条例第3条第2号 別表第3の4、5、6、7、8、9、10の項</p>	事後	重要な変更にあたらないため(番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の9の項 児童福祉法 別表第2省令第8条	番号法第19条第8号 別表第2の9の項 児童福祉法 別表第2省令第8条	事後	重要な変更にあたらないため(番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の10の項 児童福祉法 別表第2省令第9条	番号法第19条第8号 別表第2の10の項 児童福祉法 別表第2省令第9条	事後	重要な変更にあたらないため(番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の14の項 児童福祉法 別表第2省令第11条	番号法第19条第8号 別表第2の14の項 児童福祉法 別表第2省令第11条	事後	重要な変更にあたらないため(番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の16の項 児童福祉法 別表第2省令第12条	番号法第19条第8号 別表第2の16の項 児童福祉法 別表第2省令第12条	事後	重要な変更にあたらないため(番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の24の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 別表第2省令第17条	番号法第19条第8号 別表第2の24の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 別表第2省令第17条	事後	重要な変更にあたらないため(番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26の項 生活保護法 別表第2省令第19条	番号法第19条第8号 別表第2の26の項 生活保護法 別表第2省令第19条	事後	重要な変更にあたらないため(番号法改正による)

令和3年9月1日	II 5. 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の27の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第2省令第20条	番号法第19条第8号 別表第2の27の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第2省令第20条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の28の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第2省令第21条	番号法第19条第8号 別表第2の28の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第2省令第21条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の30の項 社会福祉法 別表第2省令(予定)	番号法第19条第8号 別表第2の30の項 社会福祉法 別表第2省令(予定)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の31の項 公営住宅法 別表第2省令第22条	番号法第19条第8号 別表第2の31の項 公営住宅法 別表第2省令第22条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の50の項 国民年金法 別表第2省令第26条の4	番号法第19条第8号 別表第2の50の項 国民年金法 別表第2省令第26条の4	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の54の項 住宅地区改良法 別表第2省令第28条	番号法第19条第8号 別表第2の54の項 住宅地区改良法 別表第2省令第28条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の61の項 老人福祉法 別表第2省令第32条	番号法第19条第8号 別表第2の61の項 老人福祉法 別表第2省令第32条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の62の項 老人福祉法 別表第2省令第33条	番号法第19条第8号 別表第2の62の項 老人福祉法 別表第2省令第33条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の64の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 別表第2省令第35条	番号法第19条第8号 別表第2の64の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 別表第2省令第35条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の70の項 母子保健法 別表第2省令第39条	番号法第19条第8号 別表第2の70の項 母子保健法 別表第2省令第39条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の87の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 別表第2省令第44条	番号法第19条第8号 別表第2の87の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 別表第2省令第44条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の90の項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 別表第2省令(予定)	番号法第19条第8号 別表第2の90の項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 別表第2省令(予定)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の94の項 介護保険法 別表第2省令第47条	番号法第19条第8号 別表第2の94の項 介護保険法 別表第2省令第47条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 移転先1	徳島市 住宅課	住宅課	事後	重要な変更にあたらないため (課名等の変更による)
令和3年9月1日	II 5. 移転先6	子ども施設課	子ども保育課	事後	重要な変更にあたらないため (課名等の変更による)
令和3年9月1日	II 5. 移転先7	介護保険課	高齢介護課	事後	重要な変更にあたらないため (課名等の変更による)
令和3年9月1日	II 5. 移転先8	保健センター	健康長寿課	事後	重要な変更にあたらないため (課名等の変更による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の104の項 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 別表第2省令第52条	番号法第19条第8号 別表第2の104の項 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 別表第2省令第52条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の106の項 独立行政法人日本学生支援機構法 別表第2省令第53条	番号法第19条第8号 別表第2の106の項 独立行政法人日本学生支援機構法 別表第2省令第53条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第2省令第55条	番号法第19条第8号 別表第2の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第2省令第55条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)

令和3年9月1日	II 5. 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 別表第2省令第59条の2	番号法第19条第8号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 別表第2省令第59条の2	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 別表第2省令第59条の3	番号法第19条第8号 別表第2の119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 別表第2省令第59条の3	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の53の項 知的障害者福祉法 別表第2省令第27条	番号法第19条第8号 別表第2の53の項 知的障害者福祉法 別表第2省令第27条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の37の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律 別表第2省令第23条	番号法第19条第8号 別表第2の37の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律 別表第2省令第23条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先28 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の38の項 学校保健安全法 別表第2省令第24条	番号法第19条第8号 別表第2の38の項 学校保健安全法 別表第2省令第24条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先29 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の20の項 身体障害者福祉法 別表第2省令第14条	番号法第19条第8号 別表第2の20の項 身体障害者福祉法 別表第2省令第14条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先30 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の21の項 身体障害者福祉法	番号法第19条第8号 別表第2の21の項 身体障害者福祉法	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先31 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の18の項 予防接種法 別表第2省令第13条	番号法第19条第8号 別表第2の18の項 予防接種法 別表第2省令第13条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	II 5. 提供先32 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の42の項 国民健康保険法 別表第2省令第25条	番号法第19条第8号 別表第2の42の項 国民健康保険法 別表第2省令第25条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和3年9月1日	IV 1. ①請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152  徳島市保健福祉部生活福祉第一課 管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152  徳島市健康福祉部生活福祉第一課 管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181	事後	重要な変更にあたらないため (課名等の変更による)
令和3年9月1日	IV 2. ①連絡先	徳島市保健福祉部生活福祉第一課 管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181	徳島市健康福祉部生活福祉第一課 管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181	事後	重要な変更にあたらないため (課名等の変更による)
令和4年9月9日	V 1. ②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	事後	再評価による
令和4年9月9日	公表日	令和3年9月1日	令和4年9月9日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出にあたらないため
令和5年9月6日	公表日	令和4年9月9日	令和5年9月6日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出にあたらないため

<p>令和5年9月6日</p>	<p>I 1. ②事務の内容</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。          ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。          ・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。</p> <p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等)          ②生活保護申請時の最低生活費の決定          ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会          ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用          ⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。          ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。          ・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。</p> <p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等)          ②生活保護申請時の最低生活費の決定          ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会          ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用          ⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。          ⑥生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供を行うもの。</p>	<p>事前</p>	<p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による</p>
<p>令和5年9月6日</p>	<p>I 2. システム7 ①システムの名称</p>	<p>(記載無し)</p>	<p>医療保険者等向け中間サーバー等</p>	<p>事前</p>	<p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による</p>
<p>令和5年9月6日</p>	<p>I 2. システム7 ②システムの機能</p>	<p>(記載無し)</p>	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。          医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。          なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p>	<p>事前</p>	<p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による</p>
<p>令和5年9月6日</p>	<p>I 2. システム7 ②システムの機能</p>	<p>(記載無し)</p>	<p>①資格履歴管理事務に係る機能          (1)資格履歴管理(評価対象)          医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。          (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)          個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。          ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	<p>事前</p>	<p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による</p>

令和5年9月6日	I 2. システム7 ②システムの機能	(記載無し)	<p>②情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能  (1)機関別符号取得(※2)(評価対象外)  医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。  支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。  (2)情報照会及び(3)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)  市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。  (4)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)  マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。  ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年9月6日	I 2. システム7 ②システムの機能	(記載無し)	<p>③本人確認事務に係る機能  (1)個人番号取得及び(2)基本4情報取得(実施しないため評価対象外)  市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年9月6日	II 4. 委託の有無	委託する (4件)	委託する (5件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和5年9月6日	II 4. 委託事項2 ③委託先名	株式会社ワンビシアークイブズ	株式会社NXワンビシアークイブズ	事後	重要な変更にとらならないため(社名等の変更による)
令和5年9月6日	II 4. 委託事項5	(記載無し)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理・運用・保守業務	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年9月6日	II 4. 委託事項5 ①委託内容	(記載無し)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理・運用・保守	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年9月6日	II 4. 委託事項5 ②委託先における取扱者数	(記載無し)	10人以上50人未満	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年9月6日	II 4. 委託事項5 ③委託先名	(記載無し)	徳島県社会保険診療報酬支払基金	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年9月6日	II 4. 委託事項5 ④再委託の有無	(記載無し)	再委託しない	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年9月6日	V 1. ①実施日	令和2年9月16日	令和5年7月13日	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による

令和5年9月6日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目 No.277~326	(記載無し)	(※以下全て、種別:生活保護関係情報、項目種別:医療扶助(オンライン資格確認)) レコード識別番号、レコード識別コード、処理種別コード、保険者コード、被保険者枝番、個人番号、更新後個人番号、氏名(券面記載)、氏名(券面記載)(カナ)、氏名(その他)、氏名(その他)(カナ)、性別1、性別2、生年月日、住所、郵便番号、市町村コード、アクセスグループコード、加入者区分コード、自己情報提供不可フラグ、特定健診情報提供に係る本人同意フラグ、特定健診情報提供に係る本人同意取得日、不開示該当フラグ、自治体/福祉事務所名、公費負担者番号、受給者番号、資格取得年月日、資格喪失年月日、資格喪失事由、医療券・調剤券別、交付番号、有効開始年月日、有効終了年月日、単独/併用別、指定医療機関コード、処方箋発行元医療機関コード、傷病名1、傷病名2、傷病名3、診療別、本人支払額(自己負担額)、地区担当員名、取扱担当者名、社会保険状況、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の該当状況、後期高齢者医療の該当状況、都道府県費の該当状況、備考1、備考2、備考3	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年10月20日	公表日	令和5年9月6日	令和5年10月20日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和5年10月20日	I 1. ②事務の内容	・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。 ・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。	・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。 ・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年10月20日	I 1. ②事務の内容	①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等) ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用 ⑤情報提供ネットワークシステムの特定期間情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報(「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 ⑥生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供を行うもの。	①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等) ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用 ⑤情報提供ネットワークシステムの特定期間情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報(「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 ⑥生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供を行うもの。 I. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 II. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 III. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 IV. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年10月20日	II 4. 委託事項5	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理・運用・保守業務	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理・運用・保守・本人確認業務	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年10月20日	II 4. 委託事項5 ①委託内容	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理・運用・保守	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理・運用・保守・本人確認	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和6年9月5日	I 4. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 別表第1省令第15条、別表第1の63の項 別表第1省令第48条、番号法施行条例第2条第1項 別表第1の5の項	番号法第9条第1項 別表第23、番号法第9条第1項 別表第95、番号法施行条例第2条第1項 別表第1項第5	事後	重要な変更にあたらないため(番号法改正による)

令和6年9月5日	I 5. ②法令上の根拠	1. 生活保護関係情報 ① 番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、 28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、 64、70、87、 90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項 ② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13 条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21 条、第22条、 第23条、第24条、第25条、第26の4、第 27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39 条、 第44条、第47条、第52条、第53条、第55 条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条 2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ① 番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、 53、70、87、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項 ② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13 条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27 条、第39条、 第44条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】	1. 生活保護関係情報 【情報提供】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、 20、28、37、40、42、43、48、49、53、69、74、 75、76、86、87、89、96、125、128、132、141、 144、151、155、158の項 2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報 【情報提供】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、 20、28、37、40、42、69、75、96、125、132、 144、155、158の項	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先1 ①法令上の 根拠	①番号法第19条第8号 別表第2の116の項 子ども子育て支援法 別表第2省令第59条の 2 ①番号法第19条第10号 ①番号法施行条例第2条第2号 ②番号法施行条例第3条第2号 別表第3の 4、5、6、7、8、9、10の項	①番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 155の項) ①番号法第19条第10号 ①番号法施行条例第2条第2号 ②番号法施行条例第3条第2号 別表第3の 4、5、6、7、8、9、10の項	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先2 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の9の項 児童 福祉法 別表第2省令第8条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 13の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先3 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の10の項 児 童福祉法 別表第2省令第9条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 14の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先4 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の14の項 児 童福祉法 別表第2省令第11条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 18の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先5 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の16の項 児 童福祉法 別表第2省令第12条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 20の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先6 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の24の項 精 神保健及び精神障害者福祉に関する法律 別 表第2省令第17条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 20の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先7 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26の項 生 活保護法 別表第2省令第19条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 42の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先8 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の27の項 地 方税法その他の地方税に関する法律及びこれら の法律に基づく条例 別表第2省令第20条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 48の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先9 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の28の項 地 方税法その他の地方税に関する法律及びこれら の法律に基づく条例 別表第2省令第21条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 49の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先10 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の30の項 社 会福祉法 別表第2省令(予定)	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先11 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の31の項 公 営住宅法 別表第2省令第22条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 53の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先12 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の50の項 国 民年金法 別表第2省令第26条の4	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 74の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先13 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の54の項 住 宅地区改良法 別表第2省令第28条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 76の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先14 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の61の項 老 人福祉法 別表第2省令第32条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 86の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先15 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の62の項 老 人福祉法 別表第2省令第33条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 87の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先16 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の64の項 母 子及び父子並びに寡婦福祉法 別表第2省令 第35条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 89の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先17 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2の70の項 母 子保健法 別表第2省令第39条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 96の項)	事後	重要な変更にとらならないため (番号法改正による)

令和6年9月5日	II 5. 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の87の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永久帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 別表第2省令第44条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の90の項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 別表第2省令(予定)	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の94の項 介護保険法 別表第2省令第47条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 132の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の104の項 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 別表第2省令第52条	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の106の項 独立行政法人日本学生支援機構法 別表第2省令第53条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第2省令第55条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 別表第2省令第59条の2	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 別表第2省令第59条の3	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の53の項 知的障害者福祉法 別表第2省令第27条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 75の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の37の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律 別表第2省令第23条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 59の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先28 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の38の項 学校保健安全法 別表第2省令第24条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 63の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先29 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の20の項 身体障害者福祉法 別表第2省令第14条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 37の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先30 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の21の項 身体障害者福祉法	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 37の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先31 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の18の項 予防接種法 別表第2省令第13条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 28の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 提供先32 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の42の項 国民健康保険法 別表第2省令第25条	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69の項)	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 ①別表第1の19の項 公営住宅法 別表第1省令第18条 ②別表第1の35の項 住宅地区改良法 別表第1省令第26条 ①②番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項	番号法第9条第1項 ①別表の27の項 ②別表の52の項 ①②番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第1省令第16条 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、7の項	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、7の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 移転先3 ①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1の31の項 国民年金法 別表第1省令第24条の2 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の8、14の項	①番号法第9条第1項 別表の46の項 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の8、14の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8の項 児童福祉法 別表第1省令第8条、別表第1の84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第1省令第60条、別表第1の12の項 身体障害者福祉法 別表第1省令第12条、別表第1の13の項 身体障害者福祉法 別表第1省令第13条、別表第1の34の項 身体障害者福祉法 別表第1省令第25条 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、2、5、9、18、20の項	番号法第9条第1項 別表の21、46、51、117の項 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、2、5、9、18、20の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)

令和6年9月5日	II 5. 移転先6 ①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1の94の項 子ども・子育て支援法 別表第1省令第9条 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の3、22の項	①番号法第9条第1項 別表の127の項 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の3、22の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 移転先7 ①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1の68の項 介護保険法 別表第1省令第50条 ②番号法第9条第1項 別表第1の41の項 老人福祉法 別表第1省令第32条 ①②番号法第9条第2項 ①②番号法施行条例第2条第2号 ①②③番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ③番号法施行条例第2条第3号 別表第2の15、24の項	①番号法第9条第1項 別表の100の項 ②番号法第9条第1項 別表の61の項 ①②番号法第9条第2項 ①②番号法施行条例第2条第2号 ①②③番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ③番号法施行条例第2条第3号 別表第2の15、24の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 移転先8 ①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1の49の項 母子保健法 別表第1省令第40条 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の4、17の項	①番号法第9条第1項 別表の70の項 ①番号法第9条第2項 ①番号法施行条例第2条第2号 ①②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1の項 ②番号法施行条例第2条第3号 別表第2の4、17の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第1省令第16条 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、7の項	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、7の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和6年9月5日	II 5. 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第1省令第16条 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、7の項	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第2号 番号法施行条例第2条第3号 別表第2の1、7の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による)
令和7年12月12日	公表日	令和5年9月6日	令和7年12月12日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和7年12月12日	II 4. 委託事項3	株式会社徳島データサービス	株式会社スタッフクリエイト	事後	重要な変更にあたらないため (委託契約期間満了に伴う契約更改のため)
令和7年12月12日	V 1. ①実施日	令和5年7月13日	令和7年11月27日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和8年3月18日	公表日	令和7年12月12日	令和8年3月18日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和8年3月18日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の内容	・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。 ・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。	・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。 ・外国人は生活保護法の対象とはならないが、『生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)』に基づき、国民に対する決定実施の取扱いに準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

<p>令和8年3月18日</p>	<p>I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の内容</p>	<p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等)  ②生活保護申請時の最低生活費の決定  ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会  ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用  ⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。  ⑥生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供を行うもの。  I. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務  II. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務  III. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務  IV. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	<p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等)  ②生活保護申請時の最低生活費の決定  ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会  ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用  ⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。  ⑥生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供を行うもの。  I. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務  II. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務  III. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務  IV. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更該当しない項目の変更</p>
<p>令和8年3月18日</p>	<p>I 4. 個人番号の利用※－法令上の根拠</p>	<p>番号法第9条第1項 別表項番23、番号法第9条第1項 別表項番95、番号法施行条例第2条第1項 別表第1項番5</p>	<p>番号法第9条第1項 別表項番23、番号法第9条第1項 別表項番95、番号法施行条例第2条第1項 別表第1項番5、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1の5の項</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更該当しない項目の変更</p>